

平成 23 年 4 月 8 日

各 位

西日本シティ銀行

## 被災された方に対する「代理現金払戻し」の取扱対象銀行の追加について(3)

この度の東日本大震災により被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

西日本シティ銀行(頭取 久保田勇夫)は、東日本大震災により福岡県内など当行営業店の所在地へ避難された方へ、取引銀行に代わって預金の現金払戻しに応じる「代理現金払戻し」業務を行うこととしておりますが、取扱対象銀行を新たに 1 行追加致しますのでお知らせいたします。

## 記

## 1. 追加する取扱対象銀行

銀行名	本店所在地
常陽銀行	茨城県水戸市

## 2. 取扱開始日

平成 23 年 4 月 11 日(月)

## 3. 当行の取扱対象銀行一覧

銀行名	本店所在地	取扱開始日
東邦銀行	福島県福島市	平成 23 年 3 月 30 日
きらやか銀行	山形県山形市	平成 23 年 4 月 8 日
北日本銀行	岩手県盛岡市	同 上
仙台銀行	宮城県仙台市	同 上
福島銀行	福島県福島市	同 上
大東銀行	福島県郡山市	同 上
荘内銀行	山形県鶴岡市	同 上
山形銀行	山形県山形市	同 上
岩手銀行	岩手県盛岡市	同 上
東北銀行	岩手県盛岡市	同 上
七十七銀行	宮城県仙台市	同 上
常陽銀行	茨城県水戸市	平成 23 年 4 月 11 日

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

西日本シティ銀行 事務統括部 担当：定松・津田 092-476-2301